南城市庁舎会議室等利用者(事業者)アンケート(結果)

令和8年11月
南城市財政課

令和8年9月に実施したみだしの件につきまして、次の通り集計結果及びご意見をとりまとめました。

アンケートにご協力いただきました皆さま、誠にありがとうございました。

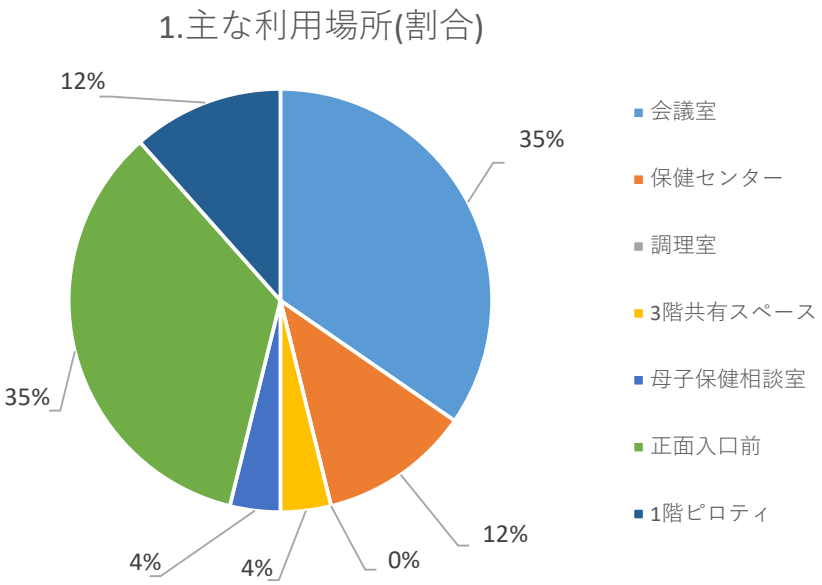
今後も南城市庁舎会議室等へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

※ 対象者：令和8年4月から7月までの南城市庁舎会議室等利用者(事業者)
※ 端数処理の関係で合計は一致しないことがあります。
※ 回答者の理由やご意見は、趣旨を変えない範囲で一部修正等しています。

問1.主にどちらの場所を利用されていますか。主な利用場所に1つチェックを入れてください。

配布数	38
回答数	22
回答率	58%

回答項目	回答数	割合
会議室	9	35%
保健センター	3	12%
調理室	0	0%
3階共有スペース	1	4%
母子保健相談室	1	4%
正面入口前	9	35%
1階ピロティ	3	12%
合計	26	※複数回答あり



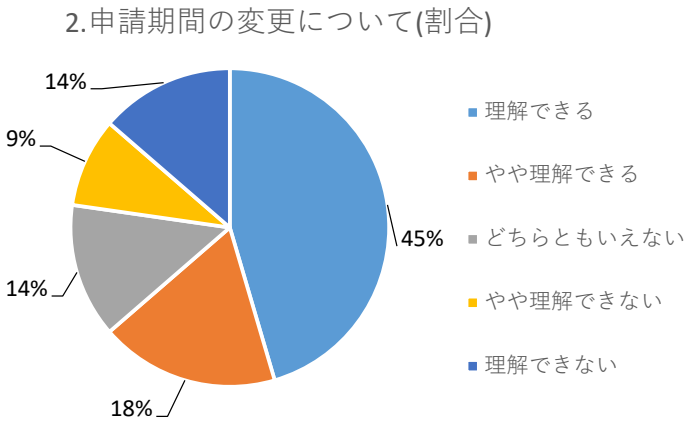
問2.利用の申請期間が「3月前から5日前までに」から「1月前から14日前までに」へ変更しましたが、どのように思われますか。また、その理由も教えてください。

変更理由

※1月前に変更した理由：市の業務やイベントに支障をきたすため

※14日までに変更した理由：利用件数の増加及び申請、許可書発行、借用日までに使用料を支払っていただくための日数を考慮したため

回答項目	回答数	割合
理解できる	10	45%
やや理解できる	4	18%
どちらともいえない	3	14%
やや理解できない	2	9%
理解できない	3	14%
合計	22	



回答項目	理由	財政課からの回答
理解できる	・行政、民間それぞれのイベントに柔軟に対応できると考える。 ・長期独占できないので良いと思う。	・貴重なご意見ありがとうございます。
やや理解できる	・市の業務やイベントは最優先なのは理解できるが、利用する側の視点として、もう少し早めに予約が確定できると安心する。 ・数字に弱いため、忘れるが、何度も説明していただき、なんとか理解できるようになった。 ・web上でできなければ、その表示が出てきてくれたらありがたい。（後日連絡をもらうと、できなかったのかとあせるため。）	・電子申請の場合は利用日の１週間前から５日前を目処にメールにて許可書を送信しています。 　なお、紙の申請の場合は郵送の関係で利用日の１週間前までに届くよう郵送し、窓口での受け取りも1週間前から可能となります。 ・予約可能期間外の予約はできない仕様に変更しました。

回答項目	理由	財政課からの回答
どちらともいえない	・借りる立場なので、市の業務に支障をきたすのは困ると思うが、利用する側も、準備、周知が１カ月前だと厳しい。 ・許可書発行等、市の業務負担が増えるかと思いますが、1カ月前～5日前までの申請だとありがたい。天候不良や体調不良でのキャンセルもありえる。空き日があれば予約したい。 ・個人事業主として、先が読めないのは生活がかかっているので困る。理由はおおむね理解できるので致し方ない。（出店側が我慢するしかない。）（イベントは3カ月前には日程が決まっていないのか。）	・貴重なご意見ありがとうございます。
やや理解できない	・利用申請が1カ月前からになった為、いままでの様なイベント利用は難しくなりました。私達は市の後援をいただいての利用申請に変更したいと思いますが、市外の団体様は利用が難しくなると思う。 ・大きい会議室や部屋に関しては理解できるが、場所によって申請期間を変えると利用しやすいと感じた。	・貴重なご意見ありがとうございます。

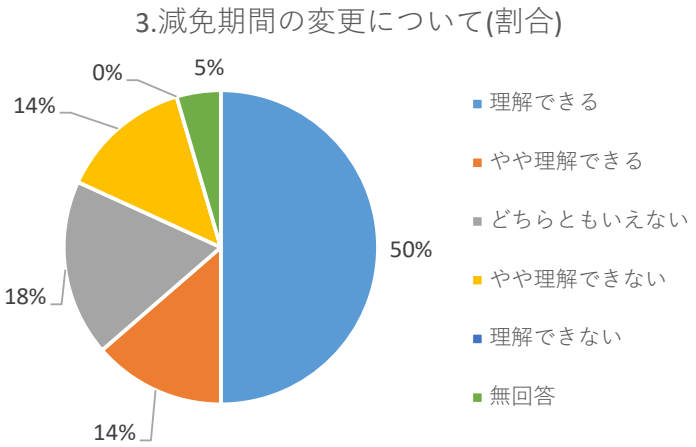
回答項目	理由	財政課からの回答
理解できない	・市が臨機応変に無駄のない動きをしたほうが良い。連絡を密に取れる仲間作りをしておけば問題は生じないのでは。	・貴重なご意見ありがとうございます。
	・1カ月前の申請なのに、予約が埋まるのが早すぎて申請ができない。	・電子申請は利用日の30日前の午前0時から可能となっております。
	・利用件数が増加したことは市としても収入が増えるので財政が厳しい市としてはとても良いことである。	・貴重なご意見ありがとうございます。
	・許可証発行の仕組みを効率的に市で改善するべきではないか。システムの連動や決済方法、承認ルートなど細かく調べて不要なところがあるのではないか。	・貴重なご意見ありがとうございます。
	・支払いは出店時にすることが多いが、2週間猶予のメリットはない。逆に2週間の猶予があることで14日前までのルールが不要。	・2週間の期間は事務手続き上必要な期間となります。
	・利用件数が増えている利用場所は正面入口であり、1階ピロティは増えていないのでは。3枠埋まる日数が月何回あるか。規則を一律ではなく場所によって変えてもいいのではないか。もしくは管理部署の変更も検討する必要があるのでは。	・貴重なご意見ありがとうございます。

問3.減免申請期間を「5日前までに」から「14日前までに」に変更しましたが、どのように思われますか。また、その理由も教えてください。

変更理由

※変更後の使用申請期間に合わせたため

回答項目	回答数	割合
理解できる	11	50%
やや理解できる	3	14%
どちらともいえない	4	18%
やや理解できない	3	14%
理解できない	0	0%
無回答	1	5%
全体	22	



回答項目	理由	財政課からの回答
理解できる	・準備する為に適正な期間だと考え、突然のキャンセル防止にもつながる。	・貴重なご意見ありがとうございます。
やや理解できる	―	―
どちらともいえない	・2週間後の予定を変更するのは厳しい。せめて1週間(7日前)までが良い。	・貴重なご意見ありがとうございます。
やや理解できない	・14日前に事務が終わるのか、5日前まで事務が続くかの違いである。 事務手続きを考えるとやや理解はできるが、商いをしている私達には不便すぎる。 ・大きい会議室や部屋に関しては理解できるが、場所によって申請期間を変えると利用しやすい。 ・減免申請をしたことがないので分からないが、ここも市の業務改善ができるのでは。	・貴重なご意見ありがとうございます。
理解できない	―	―
無回答	―	―

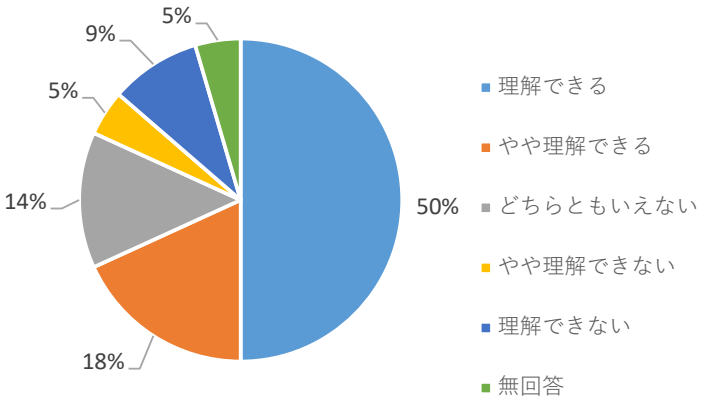
問4.利用日の変更やキャンセルを行えるのが利用日の「3日前までに」から「14日前までに」へ変更しましたが、どのように思われますか。また、その理由も教えてください。

変更理由

※利用日直前や利用日当日のキャンセルをする利用者が増え、事後対応に苦慮したため（利用日の変更を行う場合、変更日の利用者に業種を伝え了承を得たり、許可証の再発行、他業務より優先して対応する必要があったため。）

4.利用日の変更・キャンセルを行える期間の変更について(割合)

回答項目	回答数	割合
理解できる	11	50%
やや理解できる	4	18%
どちらともいえない	3	14%
やや理解できない	1	5%
理解できない	2	9%
無回答	1	5%
全体	22	



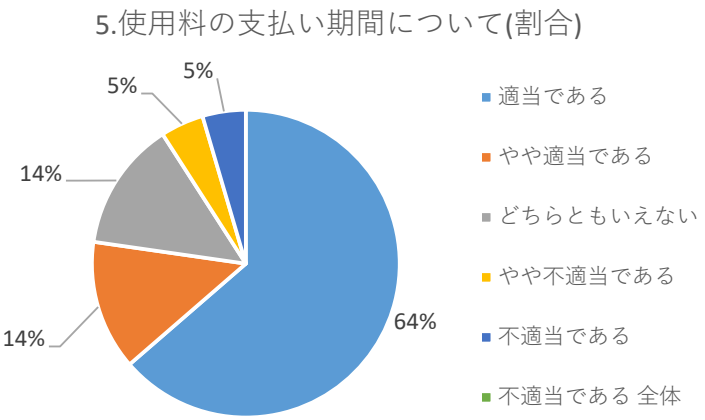
回答項目	理由	財政課からの回答
理解できる	・早くキャンセルがわかれば、他業者がその日に入れるため。 ・準備する為に適正な期間だと考え、突然のキャンセルの防止にもつながる。 ・大変でしたね。今がより良くなっていたらよい。	・貴重なご意見ありがとうございます。
やや理解できる	・イベントの締切も14日前の設定が多いため、人数の関係で中止になる際は、「14日前まで」だとキャンセルなどの連絡に時間が足りないため、10日前など少し考慮してもらいたい。	・安易なキャンセル防止や、限られた施設を公平に利用してもらうために必要な日数となりますので、ご理解お願いいたします。
どちらともいえない	・市も事業者も皆忙しいのは分かるが、常識な知識を持ってお互い思いやりの精神で行いたい。きっとできるはず。 ・3日前にしてほしい ・２週間後の予定を変更するのは厳しい。せめて1週間（7日間）までがよい。	・貴重なご意見ありがとうございます。

回答項目	理由	財政課からの回答
やや理解できない	・急病、天候不良（台風かどうかあやふや）等、不可抗力な出来事があった場合の対応が困る。	・気象庁より警報等が発令された場合は、財政課よりご連絡を差し上げます。また、警報発令以外で急な当日の出店が難しい場合は朝９時30分までに財政課へご連絡ください(庁舎内の出店情報掲示板への掲載に支障をきたします)。なお、警報等以外の理由で、すでに許可済の申請については料金が発生いたします。
理解できない	・変更理由が正しいのであるならば、そもそもの「3日前」までも守られていないことになる。「14日前」までに変更しても抑止につながらない。ルール違反の利用者には今後使わせない等ペナルティを与えた方が効果がある。 ・出店枠が埋まった場合のみキャンセル不可でよい。屋外での出店のため天気の関係もあり当日しか分からない状況があるため、そこも理解してほしい。 ・ピロティ一に関しては通常3枠入っていることは少ないので調整もさほど苦慮しないのでは。 当日、空き枠で申し込みでの出店が可能であれば私はキャンセル自体も多く減らせる。 　また、ピロティは、平日のイベントや健康診断等で使えないことも多いため、会議室や正面入口とも状況が違う。 ・変更日の利用者に当日入る出店者の業種を伝えて了承を得る必要はない。（当日空き枠がある場合や出店日の移動の場合） 　または、「キャンセルの日数が短くなること」と「出店者へ了承を得ること」のどちらを選ぶか事業者に確認をとり、割合が多い方をとるべきである。今回の変更は事業者の確認をとっていないため。 ・許可証の発行の仕方を改善するべきであ	・貴重なご意見ありがとうございます。 ・気象庁より暴風警報等が発令された場合は、財政課よりご連絡を差し上げます。 ・貴重なご意見ありがとうございます。 ・必要に応じて確認を行っております。（出店される利用者によっては同業種の出店を遠慮したいという方もいらっしゃいます。）

	る。 ・もしくは担当部署を変えることも検討したほうがいいのでは。	・貴重なご意見ありがとうございます。
無回答	・天候不良や体調不良でやむをえずキャンセルする場合はあります。web申請で本人がキャンセル手続きができたら良い。 　今webを見れば、どんな業種が申請しているのかだいたいわかる。キャンセルは3日～5日前でも良いのでは。	・キャンセルについては14日前までにご連絡をお願いいたします。 　また、急な当日の出店が難しい場合は朝９時30分までに財政課へご連絡ください(庁舎内の出店情報掲示板への掲載に支障をきたします)。なお、警報等以外の理由ですでに許可済の申請については料金が発生いたします。

問5.使用料は、利用日までにお支払いいただくことになっています。許可証発行から支払い期限（おおむね5日間程度）までの期間についてどのように思われますか。また、その理由も教えてください。

回答項目	回答数	割合
適当である	14	64%
やや適当である	3	14%
どちらともいえない	3	14%
やや不適当である	1	5%
不適当である	1	5%
全体	22	

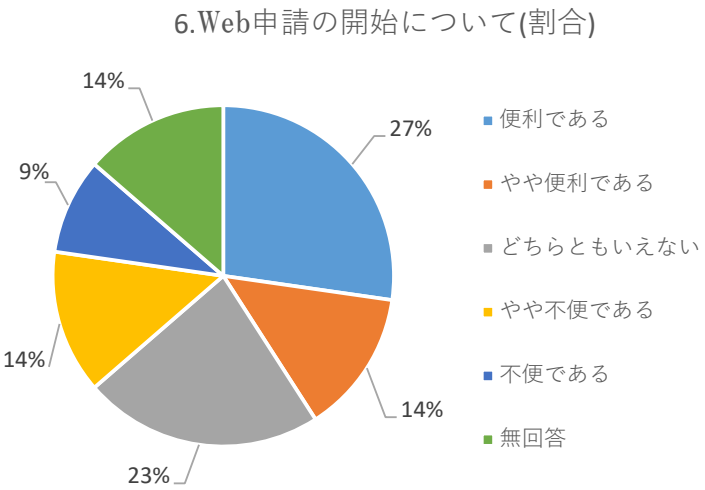


回答項目	理由	財政課からの回答
適当である	・早い方がよい。 ・使用料は利用日の当日までに支払いでよい。ただ、納付書を自ら印刷したり、電子決済で申請したもののメールを見落としてしまったりして慣れない。	・貴重なご意見ありがとうございます。
やや適当である	―	―
どちらともいえない	・その日の売上げが0円の場合も多々あるため、支払いを1カ月程待っていただけたらありがたい。 ・許可証含めメールが届かない時がある。	・利用料は利用日までにお支払いをお願いいたします。 ・ご利用端末やアプリの最新版へのアップデート、端末容量の十分な確保をご検討ください。
やや不適当である	・週に1回のみの出店の為、できるだけ早めの発行をお願いしたい。	・電子申請の場合は利用日の１週間前から５日前を目処にメールにて許可書を送信しています。 　紙での申請の場合は郵送の関係で利用日の１週間前までに届くよう発送し、窓口での受け取りも利用日の１週間前から可能です。

回答項目	理由	財政課からの回答
不適当である	・許可証発行のタイミングもバラバラなので支払いは当日までが基本である。（キャンセルができないため） ・許可証発行の改善が良いのではないか。システムと連動し当日空き枠の利用を可能とすることが最善である。	・貴重なご意見をいただきありがとうございました。

問6.Web申請を開始しましたがどのように思われますか。また、その理由も教えてください。

回答項目	回答数	割合
便利である	6	27%
やや便利である	3	14%
どちらともいえない	5	23%
やや不便である	3	14%
不便である	2	9%
無回答	3	14%
全体	22	



回答項目	理由	財政課からの回答
便利である	・便利ですが、申請の返信メールが講座予定の前日にしか届かなかったため、開催できるか心配になった。返信メールに折り返しがあると安心である。（開催できないと受講生さんに迷惑をかけてしまうため） ・ただ質問などで結局電話する。	・電子申請の場合は利用日の１週間前から５日前を目処にメールにて許可書を送信しています。ご心配な場合は財政課へご連絡ください。 ・ご不明点は財政課へご連絡下さい。
やや便利である	・いつでも申請できるのはありがたいですが、とても見づらい。Webでもキャンセル申請できるとありがたい。	・公平性を考え、Webでのキャンセルは対応いたしかねます。14日前までにキャンセルの旨を財政課へご連絡ください。
どちらともいえない	・少し見にくい。（分かりづらい） ・先着順になっていると思われますが、チャレンジしてみたい自営業の方もいるはず。やはりコミュニケーションが必要である。 ・慣れたら、便利。がんばって慣れる。 ・web申請を利用しなかったため、どちらともいえない。	・貴重なご意見ありがとうございます。 ・ぜひweb申請のご活用をお願いします。

回答項目	理由	財政課からの回答
やや不便である	・web使用ができない環境で予約ができないのは困る。その場合は、紙の申請も可能か。 ・予約可能期間外に申請した場合、システムが自動的に申請できないようにしてもらいたい。（間違いが起きない） ・30日前→31日ある月の場合、いつから予約できるのか分からない。 ・申込は24時間できるのは良いが、画面は見にくい、分かりずらい。システムで入力してもメールでの許可のタイミングがバラバラ、別日で申し込んでも許可を合わせて発行していることもあり領収書を管理するうえでもやりにくい。見落とすことがある。システムなので即日連動してほしい。	・財政課窓口にて紙での申請も可能です。 ・予約可能期間外の予約をできない仕様に変更しました。 ・利用日の30日前の午前0時から可能となっております。 ・貴重なご意見ありがとうございます。
不便である	・WEBでは予約申請が許可されているのか分からないし、事業者名が出ないため、どの事業者が申請中で許可済か不明。 ・見づらい、分かりにくい。「空」なのか「満」なのか、ひと目で分かるようにしてほしい。	・電子申請の場合は１週間前から５日前を目処にメールにて許可書を送信しています。個人情報保護の観点から事業者名などは表示していません。 ・貴重なご意見ありがとうございます。
無回答	・まだ利用したことがなく、システムが上手に作られているのなら便利ではないか。 ・まだ利用していないのでわからない。 ・発達に特性があって、web申請が難しくて困ることが多い。慣れるまで時間がかかるが、いつも優しく教えてくださって助かります。ありがとうございます。	・貴重なご意見ありがとうございます。 ・ぜひweb申請をご活用ください。 ・ご不明点は財政課へご連絡下さい。

問7.その他南城市庁舎会議室等についてご意見がございましたら教えてください。(自由記述)	
1	・地域活性化のため、市内業者を優先許可してほしい。 ・障がい者施設等を優先許可してほしい。 ・受付横に１週間の出展業者名を掲示してほしい（来客者への情報提供） ・出店予定の時間になっても出店せず、かなり遅れて出店する業者がいる。厳重注意又は、ペナルティを課して欲しい。
2	・使いやすい。
3	・椅子などの備品の数の管理など、部屋の貸出担当課で一括していたほうがよい。（今はそれぞれ貸してもらう人たちに任せている感じを受けました）
4	・2Fの220会議室のテーブルやイスを移動しやすいのに変えていただけると使用しやすい。216、217より広めの会議室を使用したい時に220の広さはいいが、設備が・・・・。
5	・講座をする際、ホワイトボードが必要で借りたい希望を伝えたが、それは利用できず残念だった。他の会議室に使わずに置いてあったので、借りることができたらありがたかった。今後プラス料金で借りることができたらありがたい。 ・会議室を借りたのは今年7月と8月が初めてで、以前との比較はわかりませんでした。
6	・初めて利用する際に当日どのように受付して使用するのか明記がなく戸惑いました。利用の仕方を分かりやすく記載してほしい。 ・ホワイトボード等を設置してほしい。
7	・3カ月前から仮予約は出来る様にして、利用は市の業務を優先し、1カ月前に本申請する形に変更できないか。
8	・イベント延期に伴う書類、支払い等の変更にも迅速に対応して頂き、本当に助かりました。いつもありがとうございます。
9	・利用料を少し抑えて欲しい。
10	・楽しく出店できることしあわせいっぱいです。いつも分からないことを優しく教えてくださってありがとうありがとうございます。おかげさまです(^^)(^^)／
11	要望 ・当日空き枠での申し込み可能。 ・キャンセルではなく日程変更　月2回まで。 ・申し込み3日前まで可能。 ・元々の出店者へ当日急遽入る業者の確認・案内は必要ない。（市の対応が大変というのであれば）

※貴重なご意見ありがとうございました。